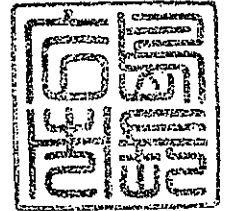


広情政第23号  
平成24年3月29日

広島市監査委員 様

広島市長 松井 一實  
(企画総務局情報政策部情報システム課)



包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見に対する対応結果について(通知)

このことについて、下記のとおり対応したので通知します。

記

#### 1 監査の意見

道路交通事業に関するコンピュータシステムについて(IPアドレスの利用監視)(平成15年広島市監査公表第5号)(平成17年広島市監査公表第4号)

道路交通局が利用している主なコンピュータシステムは、「財務会計オンラインシステム」、「庁内LANシステム」及び「土木積算システム」である。

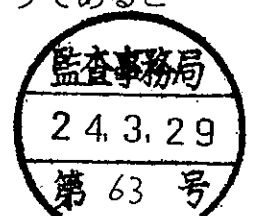
現在のところ、庁内LANシステムへの不正接続に対するシステムの防止機能としては、ネットワーク管理者(IT推進室長)がIPアドレスの一元管理(付与、変更及び廃止)を実施している。すなわち、情報システム管理者(各課の長)は、庁内LAN運用管理要綱に基づき、庁内LANに対するパソコン等の接続申請を行い、ネットワーク管理者の承認を得ることとなっている。

IT推進室では、上記の申請手続を経ないパソコン等が庁内LANに接続されることを想定し、ネットワークのアクセスログ(ネットワーク上の通信記録)とIPアドレスの管理台帳とを照合し、管理対象外のIPアドレスがないか(不正に庁内LANに接続しているパソコン等がないか)を監視している。

しかし、現在のIPアドレスレベルの監視では、いわゆる『なりすまし』(正式なIPアドレス情報を他のパソコン等に設定し、不正に接続すること。)による不正接続の検出ができない。したがって、現在のIPアドレスによるネットワーク監視は、不正接続の検出、防止に十分なレベルにあるとはいえ、さらに厳密な監視を行うことができる仕組みを整備することが望まれる。

IT推進室にて平成15年6月末を目標に作成中の「広島市情報セキュリティポリシー」において、明確に個人所有パソコンの使用禁止を規定し、さらに不正接続を監視、防止できる技術的対策を織り込み、早急を実施することが必要と考える。

庁内LANシステムへの不正接続監視などの技術的対策については、同システムの更新時期に合わせて対応するということだが、同システムは重要なインフラであることから、更新は遅くとも平成19年10月には実施すべきだと考える。



## 2 対応結果

### (1) 個人所有パソコンの使用禁止規定について

「広島市情報セキュリティポリシー」（平成15年7月30日制定）において、個人所有のパソコンの使用禁止を規定した。

### (2) 不正接続を監視・防止できる技術的対策について

庁内LANシステムの更新（平成20年1月）後は、パソコンを庁内LANに接続する際に、IPアドレスに加えてパソコンごとに固有に割り当てられた識別番号を情報システム課のサーバに登録することにし、登録されたパソコン以外は庁内LANに接続できないような技術的な対策を講じた。

さらに、「備品番号」、「庁内LANに接続する際に付与するコンピュータ名」、「IPアドレス」、「パソコン機器の識別番号」等を記載したパソコン管理台帳を平成22年度に整備し、毎年、主管課で確認するようにした。